

議員提出議案一覧表（意見書等）

議員提出議案第 1 号

沖縄県民の民意を政府が尊重することを求める決議（否決）

現在、政府は、普天間飛行場の代替用地として米軍に提供すべく、沖縄県北部の辺野古崎海域において埋め立て工事を行っている。これまで、沖縄県知事が埋め立て承認を取り消し、撤回し、幾たびとなく上京して説明し、そして集中協議等の場で再考を求めても、沖縄側の意向は何ら顧みられることなく、今日も淡々と工事が継続されている。

沖縄県民の多くが辺野古新基地の建設に明確に反対していることは、同基地建設の是非を主たる争点として実施された幾つもの選挙において、いずれも同基地建設に反対した候補が勝利したという事実にあらわれている。

今、問題なのは、「辺野古への基地の移転が唯一の解決策」と言って、長年にわたって基地負担に苦しんできた沖縄県民の民意を政府が踏みにじり続けていることである。

こうしたことは、沖縄県だけの問題ではない。日本国憲法は第92条で「地方自治の本旨」を保障している。「地方自治の本旨」とは、国から独立して地方自治体が存在し、原則として国の監督を排除して、住民の意思によって自主、自律的に地方自治を行うことであり、これに則して、国は沖縄県民の辺野古新基地建設反対の民意を最大限尊重しなければならない。政府がこのまま民意を無視し続けることは、住民自治を無視することにもつながる。

よって、青森市議会は、住民自治の趣旨にのっとり、政府が沖縄県民の民意を尊重し、これ以上沖縄県民の尊厳を重ねて傷つけることのないよう求めるものである。

以上決議する。

平成31年 3 月 22 日

議員提出議案第 2 号

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書（否決）

一部の企業が内部保留を積み増しし、株主配当を大幅にふやす一方で、大多数の働く人々の生活は苦しいままである。パート、臨時、非常勤など、いわゆる非正規雇用労働者は、全雇用労働者の約 4 割に及んでいる。そして、政府も「結婚の壁」と認める年収300万円以下で働く人は、今や全労働者の 6 割近くに達している。低賃金で不安定な仕事にしかつげず、自立も出産もできない人がふえ、少子・高齢化がますます進行し、親の貧困が子どもたちの成長・発達を阻害するという「貧困の連鎖」も社会問題化している。

2018年の改定による地域別最低賃金は、最も高い東京都は時給985円、最も低い鹿児島県は時給761円、青森県は時給762円である。青森県では、フルタイムで働いても月13万2435円にしかならず、社会保険料や税金を控除されると手取りは10万円程度となり、これでは憲法が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」はできない。青森県と東京都の格差は時間額で223円にまで広がり、この格差が、労働力の流出を招き、高齢化と地域経済疲弊の要因となっている。地域経済を活性化させる上で、地域間格差の是正と最低賃金の大幅な引き上げが必要である。

安倍首相は、「最低賃金を毎年 3 %程度引き上げて、加重平均で1000円を目指す」、「GDPにふさわ

しい最低賃金にする」として、最低賃金の引き上げを表明している。しかし、年3%の引き上げでは「できる限り早期に全国最低800円を確保し、2020年までに全国平均1000円を目指す」とした雇用戦略対話での政労使三者合意を先延ばしすることになる。政治的決断で、直ちに目標実現のための施策を講じるべきと考える。

あわせて、中小企業への助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策を拡充すると同時に、最低賃金を引き上げることは景気刺激策として有効だと考える。さらに、公正取引の確立の点から見ても、最低賃金を生活保障水準に引き上げ、企業間取引の力関係の中で単価削減・賃下げが押しつけられないようにし、適正利潤を含んだ下請単価を実現させることが大切である。中小企業の社会保険料負担の減免制度を設けるなど、中小企業への経営支援を拡充させることで、最低賃金引き上げの全体的な合意が形成されると考える。

よって、政府に対して、下記の事項の実現を強く求める。

記

- 1 ワーキングプアをなくすため、政治的決断で最低賃金を大幅に引き上げること。また、最低賃金の決定に当たっては、生計費原則に基づき、生活できる金額に引き上げること。
- 2 全国一律最低賃金制度の確立など、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月22日

議員提出議案第3号

全国知事会の「米軍基地に関する提言」の趣旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを求める意見書（否決）

2018年10月、辺野古に新基地建設反対を掲げた知事を沖縄県民が選んだにもかかわらず、国は、その民意を無視し工事を強行に進めている。このことでも問題となっているように、日米地位協定は日本国憲法の理念、そして地方自治の根幹をも揺るがしかねない協定である。

「日米地位協定の考え方」第2条1項に「米側は、わが国の施政下にある領域内であればどこにでも施設・区域の提供を求める権利が認められている」、「わが国が米側の提供要求に同意しないことは安保条約において予想されていない」とあるように、日本全国どこにでも米軍基地ができる可能性があることとなる。

そうした中、全国知事会では、2016年11月から6回にわたり「米軍基地負担に関する研究会」を開催し、2018年7月に「米軍基地負担に関する提言」を発表した。

以上を踏まえ、国に対して、下記の事項を要請する。

記

- 1 日米地位協定の見直しをすること。
- 2 地方自治の権限を保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月22日

議員提出議案第4号

治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書（否決）

大正14年に制定された治安維持法により、戦前の軍国主義のもとで主権在民、民主主義、戦争反対などを唱えたことを理由に、多くの人たちが弾圧され、犠牲となった。治安維持法が廃止されるまでの20年間に逮捕された人は数十万人、送検された人は7万5000人余り、虐殺された人は80人以上、拷問、虐待などにより獄死した人は400人以上、青森県でも80人以上の人が検挙されている。

我が国では、戦後、治安維持法が人道に反する悪法として廃止され、この法律によって処刑された人々は無罪とされたが、これまでの政府は何ら補償措置をしていない。

ドイツでは、「戦争犯罪人と人道に反する罪に時効はない」という国際法に基づき、今でも戦犯を追究し犠牲者に謝罪と賠償を行っており、イタリアでも国家賠償法を制定し犠牲者に終身年金を支給している。また、当該条約に批准していないアメリカ、カナダでも戦争中の日系人強制収容について謝罪と賠償が行われている。

治安維持法の制定から93年経過し、生存する犠牲者はわずかとなっている。この人たちの存命中に一日も早く政府による謝罪と賠償を実現することは、人道上当然の急務であり、再び戦争と暗黒政治を許さないあかしとなるものである。

よって、政府においては、治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）を制定するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月22日

議員提出議案第5号

若い人も高齢者も安心できる年金を求める意見書（否決）

食料品や灯油等の値上げ、アベノミクスによる賃金の停滞などによって、庶民の暮らしは苦しさを増している。法人税の減税、大企業・金持ちの優遇税制によって大企業の過去最高の内部留保のため込み、高額所得者が増大する一方、年金や医療、介護、生活保護などの社会保障の改悪によって貧困と格差はますます広がっている。

安倍政権によって、正規労働者の減少と非正規労働者の拡大、年収200万円以下のワーキングプアの増大、労働基準法、労働者派遣法を初めとする労働法制の連続改悪などによって、労働者の賃金の停滞が景気の長期低迷をもたらしている。非正規労働者とワーキングプアの拡大が、国民年金の未納者を増大させ、将来、無年金・低年金者が続出することが懸念されている。

老齢基礎年金だけの人は約700万人、その年金額は月平均約5万円で、高齢者の大半は低年金者である。この年金も毎年引き下げられており、年金生活者は悲鳴を上げている。特例水準の解消を名目に2.5%が引き下げられ、マクロ経済スライドの実施により、さらに実質的に0.9%が引き下げられた。マクロ経済スライドは、高齢者の平均余命の伸びと現役人口の減少を合わせた率で年金額を毎年下げていく仕組みとなっている。

よって、政府・国会に対して、若い人も高齢者も安心できる年金制度を直ちに確立するため、以下の事項を求める。

記

- 1 全額国庫負担により、ヨーロッパ各国でも実施している最低保障年金制度を早急を実現すること。
- 2 年金支給開始年齢の引き延ばしはしないこと。
- 3 マクロ経済スライドを廃止し、年金額の改定新ルールは実施しないこと。

4 年金隔月支給を改め、毎月支給にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月22日

議員提出議案第6号

統計不正問題の真相究明と信頼回復を求める意見書（可決）

国の基幹統計である「毎月勤労統計」で10年以上にわたって不正が行われてきたことが発覚した。全数調査するべきところを東京都分だけ2004年以降は約3分の1の抽出調査しか行っておらず、2018年には、しかるべき手続を踏んで修正するようにと指示していた。こうした不適切な指示を行い、さらに過去の基礎資料を廃棄してしまった結果、データを補正し再集計することが不可能となった。これは統計法違反であると言わざるを得ない。

最優先されるべき雇用保険や労災保険などの追加給付のめどは一部しか立っていない。誤った過小給付の是正が労使負担の雇用・労災保険の特別会計から捻出されることは、役所のミスのツケ回しにほかならない。また、毎月勤労統計の不正は、他の多くの統計データにも影響が波及し、とりわけ2018年の実質賃金は大幅なマイナスであったことが判明した。「消えた給付金」、「賃金指数の変更」は断じて容認できない。さらに、賃金統計をもとに当初予算案や消費税増税対策が策定され、日本銀行の金融政策、年金支給額や公共料金など国民生活のあらゆる分野に問題が波及しており、政府の責任ははかり知れない。

国の基幹統計56のうち約4割に問題があったことも明らかになっている。厚生労働省は、毎月勤労統計だけでなく「賃金構造基本統計」に関しても不適切な調査を放置してきた。総務省が所管する「小売物価統計」においても、大阪府で店舗調査が行われず、過去の価格が報告され続けるという不適切な業務実態が明らかになった。

データ修正を始めた2018年は、森友・加計学園問題におけるずさんな公文書管理、裁量労働制をめぐる不適切データ、障害者雇用の水増し、失踪外国人技能実習生をめぐるデータ誤りなど、前代未聞の不祥事が繰り返された。行政への監視機能を強め、信頼できる行政・政治を取り戻さなければならない。

よって、国会及び政府に対し、統計不正の事実解明と再発防止、信頼回復に向け、下記の事項について誠実に対応されるよう強く求める。

記

- 1 毎月勤労統計の不正問題の真相究明を図るため、独立した第三者機関による徹底した検証を行い、政府の責任で公的統計の総点検を行うこと。
- 2 統計不正の再発防止と信頼回復のため、国の統計職員の増員等の必要な施策と財源措置を抜本的に拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月22日

議員提出議案第7号

食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを求める意見書（可決）

まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費の各段階で廃棄されている、いわゆる食

品ロスの削減は、今や我が国において喫緊の課題と言える。国内で発生する食品ロスの量は年間約646万トン（2015年度）と推計されており、これは国連の世界食糧計画（WFP）が発展途上国に食糧を援助する量の約2倍に上る。

政府は、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」に沿い、家庭での食品ロスの量を2030年度までに半減させることを目指しているが、そのためには、国民一人一人が各々の立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要である。

また、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人に提供するなど、できるだけ食品として活用していくことが重要である。

よって、国においては、国、地方公共団体、事業者、消費者等が一体となって食品ロス削減に向けての取り組みを進めるため、下記の事項について真摯に取り組むことを強く求める。

記

- 1 国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、食品ロスの削減を総合的に推進するため、法律の制定を含めたより一層の取り組みを実施すること。
- 2 商慣習の見直し等による食品関連事業者の廃棄物抑制や消費者への普及・啓発、学校等における食育・環境教育の実施など、食品ロス削減に向けての国民運動をこれまで以上に強化すること。
- 3 賞味期限内の未利用食品や備蓄品等を必要とする人に届けるフードバンクなどの取り組みをさらに支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月22日

議員提出議案第8号

妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書（可決）

妊婦は診断が難しい疾患や合併症に見舞われる頻度が高く、胎児の発育に悪影響を与える医薬品もあり、診察には特別な注意が必要とされる。中には、妊婦の外来診療について積極的でない医療機関も存在していたことから、妊娠の継続や胎児に配慮した適切な診療を評価するため、平成30年度診療報酬改定において妊婦加算が新設された。

しかし、妊婦加算について、妊婦に十分な説明がないまま加算されたり、投薬を伴わないコンタクトレンズの処方など妊娠とは直接関係がない場合にも加算されるなど、運用上の問題が指摘されている。加えて、妊婦が安心して外来診療を受けられる体制が整備されないまま、妊婦であるというだけで一律に加算されることについては、少子化対策の観点からも問題がある。

こうした指摘を受け、厚生労働省は昨年12月に平成31年1月1日からの妊婦加算の凍結を告示するとともに、改めて、中央社会保険医療協議会で、妊婦が安心できる医療提供体制の充実や健康管理の推進を含めた総合的な支援を議論することとした。

よって、国においては、妊婦が安心して医療を受けられる体制の構築のために、下記の事項に取り組むことを求める。

記

- 1 医療現場において、妊婦が安心して外来診察を受けられるよう、特有の合併症や疾患、投薬の注意

などについて、医師の教育や研修の体制を整備すること。

- 2 保健や予防の観点を含め、妊婦自身が、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、あらかじめ知識を得ることができるようにすること。
- 3 妊婦加算の見直しに当たっては、妊婦が加算分を自己負担することの影響にも十分配慮しつつ、開かれた国民的議論を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月22日

議員提出議案第9号

農林水産物・食品の輸出力強化を求める意見書（可決）

政府は2019年までに農林水産物・食品の輸出額を1兆円に増大させ、その実績をもとに、新たに2030年に5兆円の実現を目指す目標を掲げている。そのような中、2012年に約4497億円だった輸出額は2017年には約8071億円と順調に推移しており、直近の2018年の輸出額も目標の1兆円に限りなく近づくものと期待されている。

世界中で日本食ブームの中、「和食」がユネスコの無形文化遺産に登録されたことも契機として、内外の食市場を積極的に取り込み、所得の向上に結びつけるため、国内外において日本食・食文化への理解をより確固なものとし、日本の農林水産物・食品の強みを生かせる市場を国内外に創造していく必要がある。

そのため、2016年に政府が取りまとめた「農林水産物の輸出力強化戦略」に基づき、農林漁業者や食品事業者のチャレンジや創意工夫が一層引き出され、意欲的な取り組みが行われるべきと考える。よって、政府においては、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 市場情報の一元的な把握、集約、提供を行うとともに、輸出に関する相談体制の強化や生産者が直接輸出できる販売ルートの確立、海外ニーズとのマッチング支援、輸出先国の検疫等に対応した栽培方法や加工技術の確立・導入を行うこと。
- 2 共同輸送の促進等を通じた出荷単位の大口化、最新の鮮度保持技術の普及促進・新規の技術開発等により、効率的で低コストな物流体制の構築を図ること。
- 3 動植物検疫等輸出先国の輸入規制等の緩和・撤廃に向けた輸出環境の整備を行うとともに、生産・加工集荷拠点、物流拠点、海外拠点におけるハード面でのインフラ整備や、制度・手続面の整備・改善など輸出サポート体制の整備等ソフト面でのインフラ整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月22日

議員提出議案第10号

山崎翔一議員に対する辞職勧告決議（可決）

今年3月18日開催の市議会各派代表者会議で、山崎翔一議員（無所属）がとった一連の行為について協議が行われた。今年3月8日、無所属議員2名が使用している控室で自分のスマートフォンを応接用のソファのすき間に隠し、無断で録音していたことが発見された。同室議員の同意もなく、巧みに

隠しての録音は盗聴行為に通じるものであり、断じて許される行為ではない。

同控室の議員は控室内のやりとりを録音され、その後は精神的にも苦痛を感じ、つらい状況にあったことも報告があった。

山崎翔一議員は「録音はしているが、盗聴はしていない」と発言しているが、社会通念上、この行為・発言は到底受け入れがたいものである。

山崎翔一氏はこれまで、ツイッター上で差別的な投稿を繰り返していたことが明らかとなり、昨年11月の青森市議会臨時会で辞職勧告が決議されている。

青森市議会基本条例第15条では「議員は、市民全体の代表者として、高い倫理性を常に自覚し、良識と責任感を持って、議員の品位の保持に努めなければならない」とうたっている。

今回の議員控室での無断録音行為は、「高い倫理性」の自覚、及び「良識」と「議員の品位」には全く反する行為であり、市民からの信頼と負託に応える議員として許されるものではない。

山崎翔一議員は、公人としての資質と自覚が再び厳しく問われているが、同時に、市民からの市議会への信頼が大きく失墜し、その品位と名誉を傷つけていることを自覚するべきである。

よって、山崎翔一議員はこれを重く受けとめ、速やかにみずから議員の職を辞することを強く勧告する。

以上、決議する。

平成31年3月22日
